

中学生の規範意識といじめの相談

—ジェンダー差を踏まえた相談先の検討—

*古殿真大 *澤田 涼 *藤川寛之 **内田 良

1. はじめに
 - 1.1. 問題の所在
 - 1.2. 先行研究
2. 調査概要と分析に用いる変数
 - 2.1. 調査概要
 - 2.2. 分析に用いる変数
3. 基礎集計と性別による差
 - 3.1. 基礎集計
 - 3.2. 性別による相談相手の違い
4. 規範意識といじめの相談相手
 - 4.1. 規範意識といじめの相談相手
 - 4.2. 規範意識といじめを相談する先生
5. 考察

1. はじめに

1.1. 問題の所在

本稿では、いじめの被害者ができる対応としていじめに関する相談を取り上げる。それは、いじめに関する相談が、いじめ解決に向けて有効なものとして認識されているからである。2013年のいじめ防止対策推進法において示された基本施策では学校の設置者および学校に対して、児童生徒・保護者・教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制を整備することが定められており、いじめに関する相談がいじめ防止等の推進に向けて重視されるものの一つになっている。いじめに関する相談が重要であるという認識は地方公共団体にも共有されており、例えば、茨城県教育委員会による「いじめの重大事態対応マニュアル」では、被害児童生徒や保護者からの申し立ては学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があると指摘している（茨城県教育委員会2019）。このように、いじめ

に対応する上で、被害児童生徒からの相談は、いじめの解決に向けた非常に重要な要素として認識されている。

しかしながら、自分がいじめられたときに相談ができる子どもと相談ができない子どもがいる。教育学部の学生に対して懐古的な調査を行った戸田（1997）は、いじめられていることを恥づかしいと思ったり、保護者に心配をかけたくないと思ったりすることがいじめの相談をしにくくすることを明らかにしている。いじめの相談はいじめを解決するために重要な役目を果たし得る一方で、誰もが相談できるというわけではない。この意味において、いじめを契機として新しい関係を取り結ぶための機会が十分に与えられていない子どもがいると考えられる。そこで、誰が相談の機会を奪われているのか検討する。

1.2. 先行研究

問題の所在では、誰がいじめに関する相談の機会を奪われているのかを検討するという本稿の目的を示した。この作業がいじめ問題を含む学校問題の研究の中でどのように位置づけるのかを本項では確認する。

* 名古屋大学大学院学生

** 名古屋大学大学院教員

「学校問題」として認識されていたものとして、非行や学級崩壊、不登校、校内暴力などが挙げられるが、いじめも「学校問題」の主要なもののひとつである。そのような問題群に対して教育社会学は、独自の技法や視点を導入しながら研究を進めてきた。伊藤(2018)によればそうした研究は、客観的な根拠を有していたり、常識や通念を相対化して別の角度から問題に切り込んだりしたという長所を有していた。

「学校問題」を扱う研究は、問題行動を起こす子どもに焦点を当てた研究が多い。特に「学校問題」を扱った研究の初期に見られるのが、問題行動を起こす原因・要因を探る研究である。たとえば、秦(1984)は「両親(そのいずれか)の欠損」と「非行性の深さ」の相関が高いことから、家庭や他の環境諸要因が作用していると考察している。このように、初期の研究によって、誰が問題行動を起こすのかについての探究が進められてきた。こうした問題行動の原因・要因を探る研究に加えて、問題行動を起こしている子どもの合理性を明らかにする研究も行われている。知念(2012)は貧困・生活不安低層出身である〈ヤンチャな子ら〉のストラテジーに着目している。それによって、家庭の文化と学校の文化との間にジレンマを抱えている〈ヤンチャな子ら〉がそのジレンマに対処するためのストラテジーの様態を明らかにしている。

また、問題行動をする個人についての研究だけではなく、その周囲についても研究されてきた。周囲を含めた研究で代表的なものとして森田・清永(1994)がある。森田・清永(1994)は、いじめの「四層構造論」を提起し、集団や組織のレベルからいじめを捉え、「観衆(いじめをはやしたて面白がって見ている子どもたち)」と「傍観者(見てみぬふりをする子どもたち)」を含めたいじめ集団の構造を論じている。この際、森田・清永(1994)は、日常生活のルールが慣習、道德、習慣などの規範の束によって保たれており、規範に照らして望ましい行為は是認し賞賛する一方で望ましくない行為は否認し抑止するという作用に着目する。集団のなかの問題行動に対してこうした作用は個人の外からは直接行動をコントロールする力として働き、作用によって内面化された規範は個人の内側からこれをコントロールする力として働くという。このように問題行動と規範は関連するものとして結び付けられてきたが、規範が相互作用の中で作られていくことに着目したのが志田(2020)である。志田(2020)は、相互作用の中で問題行動に対する規範も累積し常に再生産されるものであることを明らかにした。

以上で見てきたように、問題行動を起こす子どもや

その周囲の子どもについては研究が蓄積されてきたのに対し、問題行動によって被害を受ける子どもについてはあまり研究がなされていない。数少ない「被害者」を対象とした研究であり、被害者による暴力の肯定的受容について検討した山口(2013)は次のように指摘する。すなわち、生徒集団における暴力に関する先行研究で想定される「被害者」は「学級という逃げることが困難な状況のなかで、たとえ暴力が不当であると訴えても周囲に聞き入れてもらえない、無力化された状況にある」(p.244)ものとして捉えられてきた。

しかし、実際には「被害者」であったとしても必ずしも無力であるわけではなく、問題の所在で述べたように「被害者」が他者に相談することなど、実際には問題行動に対処するための方法は残されている。それにもかかわらず、誰が問題行動による被害を受けた際に対処するための行動を起こすことができるのかについても十分に検討されておらず、問題行動を起こす子どもの研究とは対照的に被害を受けた子どもの研究は不十分であるといえる。そこで、本稿は、いじめの相談と規範意識の関連に着目して、誰がいじめの相談ができないのかを検討する。誰がいじめに関する相談の機会を奪われているのかを検討する本稿は、学校問題の中でもこれまで顧みられなかった「被害者」のストラテジーに焦点を当てたものである。また、そのときに中学生の性別を含めて分析を行う必要がある。上床(2011)は中学校の教室においてジェンダーに関するコードが秩序維持と分かちがたく結びつき、生徒同士の関係性においても重要なものとして機能していることを明らかにしている。この知見を踏まえて考えるのであれば、同じ規範に対する意識であったとしても、男女でその意味する内実が異なっている可能性がある。これを踏まえて本稿では、男女別に規範意識といじめに関する相談の関連について検討することとする。

2. 調査概要と分析に用いる変数

2.1. 調査概要

本項で用いるデータは、筆者ら¹が行った「いじめをめぐる認知のズレに関する研究調査」(以下、調査と呼ぶ)のデータの一部である。本調査は2021年8月13日から8月17日にかけてマクロミルを通じて行ったWeb調査であり、その対象は小学校教員・小学生保護者・中学校教員・中学生保護者・中学生である。それぞれのサンプルサイズは対象ごとにそれぞれ400名ほどで、全体では2000名ほどになる。中学生および保護者については男女同数になるように、教員は学校基

本調査から算出された男女比と合致するように割付した。本稿の目的に従って本稿の分析では、中学校教員と中学生の回答のみを扱う。

2.2. 分析に用いる変数

本稿では、主として中学生を対象として分析を行う。分析では、性別、規範意識、いじめについて相談したい相手、いじめについて相談したい教員について尋ねた質問項目を用いる。

規範意識については、「先生の言うことを聞くべき」「校則を守るべき」「子どもは仲良くすべき」といった意見についてどの程度同意するのかを「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「まったくそう思わない」の4件法で尋ねた質問を用いる。ただし、基礎集計以外の分析においては、「とてもそう思う」「どちらかといえばそう思う」の2つを「思う」とし、「どちらかといえばそう

思わない」「まったくそう思わない」の2つを「思わない」とした2値をとる変数に加工している。この質問項目については中学校教員にも同様の質問をしており、学校において規範が共有されている度合いを見るために基礎集計では中学生の回答結果に加えて中学校教員の回答結果も示すこととする。

いじめについて相談したい相手については、相談したい相手を「先生」「保護者」「友人」「その他」「相談したい人はいない」の5つの選択肢から選択する形式で尋ねている。

いじめについて相談したい教員については、「担任の先生」「部活動の顧問の先生」「保健室の先生」「校長・副校長」「その他」「相談したい先生はいない」の6つの選択肢から選択する形式で尋ねている。

以上で説明した分析で用いる変数を一覧にしたのが表1である。

表1 使用する変数

変数名	算出方法および質問項目
性別	⇒ ・男性 ・女性
規範意識	「先生の言うことを聞くべき」 「校則を守るべき」 「子どもは仲良くすべき」 「能力のある者に従うべき」 ⇒ ・とてもそう思う ・どちらかといえばそう思う ・どちらかといえばそう思わない ・まったくそう思わない
相談したい相手	⇒ ・先生 ・保護者 ・友人 ・その他 ・相談したい人はいない
相談したい先生	⇒ ・担任の先生 ・部活動の顧問の先生 ・保健室の先生 ・校長・副校長 ・その他 ・相談したい先生はいない

3. 基礎集計と性別による差

3.1. 基礎集計

規範意識といじめについて相談したい相手の関連について分析するのに先立って、用いる変数の基礎集計から確認していく。中学生と中学校教員の規範意識に

表2 子どもは学校の先生のいうことを聞くべきだ

	子どもは学校の先生のいうことを聞くべきだ		合計
	思う	思わない	
中学校	355	58	413
教員	86.0%	14.0%	100.0%
中学生	271	141	412
	65.8%	34.2%	100.0%
合計	1749	313	2062
	84.8%	15.2%	100.0%

p<.01 (両側検定)

表3 校則は守るべきだ

	校則は守るべきだ		合計
	思う	思わない	
中学校	393	20	413
教員	95.2%	4.8%	100.0%
中学生	326	86	412
	79.1%	20.9%	100.0%
合計	1895	162	2057
	92.1%	7.9%	100.0%

p<.01 (両側検定)

についての回答は表2～4にそれぞれまとめた。いじめについて相談したい相手については表5に、いじめについて相談したい先生については表6にまとめた。

規範意識については、すべての設問において中学生は教員よりも規範的な回答をしない傾向にあり、どの規範においても0.1%水準で有意である。

表5に示したいじめについて相談したい相手では、「保護者」の33.7%と「友人」の31.1%が相対的に高い割合であり、よく相談されていることが分かる。それと比較して「先生」は11.7%に留まっており、もっとも相談したい相手として教員は選ばれにくい傾向にあると言えるだろう。また、「相談したい人はいない」は20.1%であり、いじめについて相談できる相手がいない中学生も多いことが推察される。

表6に示したいじめについて相談したい教員では、「学級担任」が49.8%と最頻値となっており、教員の中では学級担任が主な中学生の相談相手になっているこ

表4 子ども同士は仲良くすべきだ

	子ども同士は仲良くすべきだ		合計
	思う	思わない	
中学校	364	49	413
教員	88.1%	11.9%	100.0%
中学生	311	101	412
	75.5%	24.5%	100.0%
合計	1818	244	2062
	88.2%	11.8%	100.0%

p<.01 (両側検定)

表5 いじめについて相談したい相手

あなたがいじめられたとき、誰にもっとも相談したいと思いますか

先生	保護者	友人	その他	相談したい人はいない	合計
	48	139	128	14	83
	11.7%	33.7%	31.1%	3.4%	20.1%
					412
					100.0%

表6 いじめについて相談したい教員

あなたはいじめのことについて、どの先生にもっとも相談したいと思いますか

学級担任	部活動の顧問	保健室の先生	校長・副校長	その他	相談する先生はいない	合計
205	19	24	15	19	130	412
49.8%	4.6%	5.8%	3.6%	4.6%	31.6%	100.0%

とが読み取れる。次いで多いのは「相談する先生はいない」の31.6%であり、中学生全体として見れば学級担任以外の教員はあまり相談相手として選ばれない傾向にある。

3.2. 性別による相談相手の違い

性別による相談相手の違いについても確認しておく。男女別のいじめについて相談したい相手の集計結果を表7、いじめについて相談したい教員の集計結果を表8に示した。

まず、表7に示したいじめについて相談したい相手についてみてみると、「先生」の割合が男子で18.9%だったのに対し、女子は4.4%と14.5ポイントもの開きがある。女子はあまり教員にはいじめの相談をしないのに対し、男子は先生を相談相手に選択する傾向がある。他方で女子の方が選択する割合が特に高くなっているのは「保護者」と「相談したい人はいない」である。「保護者」を選択したのは男子の29.6%に対し、女子は37.9%であり8.3ポイント高い。「相談したい人は

いない」と回答したのは男子が15.0%、女子が25.2%であり、10.2ポイントの差がある。また、「友人」に関しては差が2.9ポイントしかなく、男女の間に大きな差はなかった。

次に、表8に示したいじめについて相談したい教員についてみてみると、男女ともに「学級担任」が最頻値となっている。ただし、男子では59.7%だったのに対して、女子では39.8%に留まっており、19.9ポイントもの差があることには留意が必要だろう。「学級担任に次いで多いのは男女ともに「相談する先生はいない」であり、男子の23.8%、女子の39.3%が選択している。女子が「相談する先生はいない」を選択する割合は「学級担任」を選択する割合とほとんど変わらない値であり、女子は男子と比較して相談できる教員が少ない傾向にあると言えるだろう。ただし、女子の場合は「保健室の先生」を選択した回答者の割合が10.2%もあり、男子の1.5%と対照的である。女子は全体で見れば教員に相談しにくい傾向にあるものの、養護教諭が相談の受け皿になりやすいようだ。

表7 男女別いじめについて相談したい相手

あなたがいじめられたとき、誰にもっとも相談したいと思いますか

	先生	保護者	友人	その他	相談したい人はいない	合計
男子	39 18.9%	61 29.6%	67 32.5%	8 3.9%	31 15.0%	206 100.0%
女子	9 4.4%	78 37.9%	61 29.6%	6 2.9%	52 25.2%	206 100.0%
合計	48 11.7%	139 33.7%	128 31.1%	14 3.4%	83 20.1%	412 100.0%

表8 男女別いじめについて相談したい教員

あなたはいじめのことについて、どの先生にもっとも相談したいと思いますか

	学級担任	部活動の顧問	保健室の先生	校長・副校長	その他	相談する先生はいない	合計
男子	123 59.7%	15 7.3%	3 1.5%	7 3.4%	9 4.4%	49 23.8%	206 100.0%
女子	82 39.8%	4 1.9%	21 10.2%	8 3.9%	10 4.9%	81 39.3%	206 100.0%
合計	205 49.8%	19 4.6%	24 5.8%	15 3.6%	19 4.6%	130 31.6%	412 100.0%

4. 規範意識といじめの相談相手

4.1. 規範意識といじめの相談相手

本節では、中学生が持っている規範意識と自身がいじめられたときに相談したい相手との関連を検討する。規範意識といじめられたときにもっとも相談したい相手の2変数によるクロス分析の結果をそれぞれ表9～11に示した。以下では、それぞれの結果について順を追って検討していく。

まず、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」（表9）について、男子の場合には保護者にもっとも相談したいと回答した割合が「子どもは先生の言うことを

聞くべきだ」と思っている群の32.9%と比較して思っていない群は22.7%と顕著に低くなっている。その分、「先生」「友人」「その他」「相談したい人はいない」のそれぞれの割合が少しずつ上がっている。男子の場合は、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」という意見の賛否によって相談する相手が変わっていると考えるだろう。

これに対して女子の場合にも「保護者」の割合については同様の傾向となっており、思う群が42.0%となっているのに対し、思わない群は30.7%と顕著に低くなっている。また、「先生」とする回答も差分は6.9%と顕著な差はないものの、思わない群では0人となっ

表9 先生の言うことを聞くべき×相談したい相手

		あなたがいじめられたとき、 誰にもっとも相談したいと思いますか。					合計	
		先生	保護者	友人	その他	相談したい 人はいない		
子どもは先生 の言うことを 聞くべきだ	男子	思う	26 18.6%	46 32.9%	43 30.7%	5 3.6%	20 14.3%	140 100.0%
		思わない	13 19.7%	15 22.7%	24 36.4%	3 4.5%	11 16.7%	66 100.0%
		合計	39 18.9%	61 29.6%	67 32.5%	8 3.9%	31 15.0%	206 100.0%
	女子	思う	9 6.9%	55 42.0%	39 29.8%	2 1.5%	26 19.8%	131 100.0%
		思わない	0 0.0%	23 30.7%	22 29.3%	4 5.3%	26 34.7%	75 100.0%
		合計	9 4.4%	78 37.9%	61 29.6%	6 2.9%	52 25.2%	206 100.0%

表10 校則は守るべき×相談したい相手

		あなたがいじめられたとき、 誰にもっとも相談したいと思いますか。					合計	
		先生	保護者	友人	その他	相談したい 人はいない		
校則は 守るべきだ	男子	思う	30 17.9%	55 32.7%	54 32.1%	6 3.6%	23 13.7%	168 100.0%
		思わない	9 23.7%	6 15.8%	13 34.2%	2 5.3%	8 21.1%	38 100.0%
		合計	39 18.9%	61 29.6%	67 32.5%	8 3.9%	31 15.0%	206 100.0%
	女子	思う	8 5.1%	67 42.4%	43 27.2%	3 1.9%	37 23.4%	158 100.0%
		思わない	1 2.1%	11 22.9%	18 37.5%	3 6.3%	15 31.3%	48 100.0%
		合計	9 4.4%	78 37.9%	61 29.6%	6 2.9%	52 25.2%	206 100.0%

表11 子ども同士は仲良くすべき×相談したい相手

		あなたがいじめられたとき、 誰にもっとも相談したいと思いますか。						
		先生	保護者	友人	その他	相談したい 人はいない	合計	
子ども同士は 仲良くすべき だ	男子	思う	31 18.8%	48 29.1%	58 35.2%	7 4.2%	21 12.7%	165 100.0%
		思わない	8 19.5%	13 31.7%	9 22.0%	1 2.4%	10 24.4%	41 100.0%
		合計	39 18.9%	61 29.6%	67 32.5%	8 3.9%	31 15.0%	206 100.0%
	女子	思う	9 6.2%	57 39.0%	49 33.6%	3 2.1%	28 19.2%	146 100.0%
		思わない	0 0.0%	21 35.0%	12 20.0%	3 5.0%	24 40.0%	60 100.0%
		合計	9 4.4%	78 37.9%	61 29.6%	6 2.9%	52 25.2%	206 100.0%

た点で特徴的である。そして、この減少は「相談したい人はいない」の割合の増加に関連していると考えられる。「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」と思わない場合には思う場合と比較して14.9ポイントも「相談したい人はいない」と回答する割合が増加している。女子の場合には、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」という意見の賛否は相談する相手ではなく、そもそも相談するの可否かと関係があるようだ。

次に、「校則は守るべきだ」（表10）に対する賛否といじめられたときにもっとも相談したい相手の関連を検討する。男子の場合には先に検討した「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」とあまり大きな違いはない。「校則は守るべきだ」と思う群と比較すると、思わない群の場合は「保護者」を選択する割合が低くなっており、思う群は32.7%であるのに対し、思わない群は15.8%と16.9ポイントの差がある。男子の場合は「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」と同様に、相談する相手が変化していると考えられる。

女子の場合は、「先生」を選択した割合は、思う群で5.1%、思わない群で2.1%と3.0ポイントの差しかなく、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」と比較するとほとんど差がないと言える。「保護者」については、思う群が42.4%、思わない群が22.9%とその差が19.5ポイントもあり、「校則は守るべきだ」の賛否においても保護者に対する相談が影響を受けていることが読み取れる。他方で、増加しているのは「友人」と「相談したい人はいない」の割合である。思う群の27.2%が「友人」を、23.4%が「相談したい人はいない」を選択しているのに対して、思わない群は37.5%

が「友人」を、31.3%が「相談したい人はいない」を選択している。「友人」は10.3ポイント、「相談したい人はいない」は7.9ポイントそれぞれ増加している。女子の場合には、「校則は守るべきだ」と思わない場合には「相談したい人はいない」を選択する割合は増えるものの、「友人」を選択する割合も増えていることから、「友人」が相談の受け皿にもなり得るという状況が読み取れる。また、割合の差はほとんどないので、「先生」を選択する生徒のほとんどが思う群であることも男子と比較した際に特徴的である。

最後に、「子ども同士は仲良くすべきだ」（表11）に対する賛否といじめられたときにもっとも相談したい相手の関連を検討する。男子の場合には、「友人」を選択する割合と「相談したい人はいない」を選択する割合に顕著な差が見られる。「友人」については「子ども同士は仲良くすべきだ」と思う群は35.2%が選択しているのに対して、思わない群は22.0%しか選択しておらず、思う群の方が思わない群よりも選択する割合が13.2ポイント高い。「相談したい人はいない」については、思う群が12.7%であったのに対し、思わない群が24.4%と、思う群の方が思わない群よりも選択する割合が11.7ポイント低くなっている。男子の場合には、「子ども同士は仲良くすべきだ」に対する賛否は、友人への相談に影響があると考えられるだろう。

女子の場合も男子とおおよそ同じ傾向にある。「子ども同士は仲良くすべきだ」と思う群の33.6%が「友人」を選択しているのに対し、思わない群は20.0%しか選択しておらず、13.6ポイントの差がある。「相談したい人はいない」については、思う群の19.2%が、思

わない群の40.0%が選択しており、20.8ポイントの差がある。女子についても男子と同じように友人への相談に影響があると考えられる。ただし男子と比較すると女子の方が回答の偏りが大きいことが特徴である。また、先に検討した2つの項目と同様に、女子の場合は思わない群に「先生」を選択する生徒がいないことも特徴である。

4.2. 規範意識といじめを相談する先生

前節ではいじめの相談相手について広く尋ねた質問項目を用いて分析を行ってきたが、本節では先生に限定して詳細に尋ねた質問項目を用いて分析を行う。本節の分析では、先生の中にも、学級担任や部活動の顧問などといった様々なカテゴリーが存在することに着

目する。規範意識といじめについて相談したい先生の2変数によるクロス分析の結果を男女別に表12～14に示した。

いじめについて相談したい先生については、いずれの表においても同様の傾向が見られる。男子の場合には、どの項目についても思う群と思わない群に大きな割合の差がみられない。この結果から、いずれの規範意識も相談したい先生とは関係がないと考えられる。

他方で女子の場合には、「学級担任」を選択する割合が低くなり、「相談する先生はいない」を選択する割合が高くなっている。「学級担任」を選択したのは、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」と思う群で44.3%、思わない群で32.0%であり、その差は12.3ポイントだった。「校則は守るべきだ」と思う群の44.3%が、

表12 先生の言うことを聞くべき×相談したい先生

あなたはいじめのことに、どの先生にもっとも相談したいと思いますか

		学級担任	部活動の顧問	保健室の先生	校長・副校長	その他	相談する先生 はいない	合計
子どもは先生 の言うことを 聞くべきだ	男子	思う	88 62.9%	8 5.7%	2 1.4%	5 3.6%	4 2.9%	33 23.6%
		思わない	35 53.0%	7 10.6%	1 1.5%	2 3.0%	5 7.6%	16 24.2%
		合計	123 59.71%	15 7.28%	3 1.46%	7 3.40%	9 4.37%	49 23.79%
	女子	思う	58 44.3%	3 2.3%	12 9.2%	6 4.6%	8 6.1%	44 33.6%
		思わない	24 32.0%	1 1.3%	9 12.0%	2 2.7%	2 2.7%	37 49.3%
		合計	82 39.8%	4 1.9%	21 10.2%	8 3.9%	10 4.9%	81 39.3%

表13 校則は守るべき×相談したい先生

あなたはいじめのことに、どの先生にもっとも相談したいと思いますか

		学級担任	部活動の顧問	保健室の先生	校長・副校長	その他	相談する先生 はいない	合計
校則は 守るべきだ	男子	思う	101 60.1%	12 7.1%	3 1.8%	7 4.2%	6 3.6%	39 23.2%
		思わない	22 57.9%	3 7.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 7.9%	10 26.3%
		合計	123 59.7%	15 7.3%	3 1.5%	7 3.4%	9 4.4%	49 23.8%
	女子	思う	70 44.3%	2 1.3%	17 10.8%	5 3.2%	8 5.1%	56 35.4%
		思わない	12 25.0%	2 4.2%	4 8.3%	3 6.3%	2 4.2%	25 52.1%
		合計	82 39.8%	4 1.9%	21 10.2%	8 3.9%	10 4.9%	81 39.3%

表14 子ども同士は仲良くすべき×相談したい先生

あなたははじめのことに、どの先生にもっとも相談したいと思えますか

		学級担任	部活動の顧問	保健室の先生	校長・副校長	その他	相談する先生 はいない	合計	
子ども同士は 仲良くすべき だ	男子	思う	99 60.0%	11 6.7%	3 1.8%	5 3.0%	7 4.2%	40 24.2%	165 100.0%
		思わない	24 58.5%	4 9.8%	0 0.0%	2 4.9%	2 4.9%	9 22.0%	41 100.0%
	合計	123 59.7%	15 7.3%	3 1.5%	7 3.4%	9 4.4%	49 23.8%	206 100.0%	
	女子	思う	65 44.5%	3 2.1%	16 11.0%	5 3.4%	6 4.1%	51 34.9%	146 100.0%
		思わない	17 28.3%	1 1.7%	5 8.3%	3 5.0%	4 6.7%	30 50.0%	60 100.0%
		合計	82 39.8%	4 1.9%	21 10.2%	8 3.9%	10 4.9%	81 39.3%	206 100.0%

思わない群の25.0%が選択しており、19.3ポイントの差がある。「子ども同士は仲良くすべき」だと思ふ群の44.5%が、思わない群の28.3%が選択しており、16.2ポイントの差がある。対して、「相談する先生はいない」を選択したのは、「子どもは先生の言うことを聞くべきだ」と思ふ群で33.6%、思わない群で49.3%であり、15.7ポイントの差が見られる。「校則は守るべきだ」だと、思ふ群の35.4%、思わない群の52.1%が選択しており、16.7ポイントの差がある。「子ども同士は仲良くすべきだ」だと、思ふ群の34.9%が、思わない群の50.0%が選択しており、15.1ポイントの差がある。このように、女子においては、いずれの規範意識においても、思ふ群と比較して思わない群は「学級担任」を選択する割合が低く、「相談する先生はいない」を選択する割合が高くなっていった。反学校的な規範意識を有している女子生徒は、学級担任に相談しなくなる傾向と相談する先生がいなくなる傾向があると言えるだろう。

5. 考察

分析の結果を踏まえて、以下の2点について指摘しておきたい。

第1に、基本的には、相談の対象と親和的な規範を内面化している場合の方が相談をしやすくなる傾向にあることである。「先生の言うことを聞くべき」や「校則を守るべき」というような大人に従うような規範を有している場合には、大人に対して相談しやすくなっている。「子ども同士は仲良くすべき」といった友人関係に関する規範を有している場合には、友人に対して相談しやすくなっている。このように、それぞれの行為者と親和的な規範を有している場合には、相談をし

やすくなると考えられる。

ただし、第2に、その傾向には男女差が見られる。男子は、大人に従うような規範を有していない場合であっても、教員に対して相談しにくくなるようなことはない。これは大人に従うような規範に逸脱することによっても教員と関係を形成することができるようなストラテジーを男子が駆使できるからだと考えられる。

これに対して女子は大人に従うような規範から逸脱すると、教員に対しても相談しにくくなる傾向にある。教員のなかでもその内訳をみても、学級担任に対して特に相談しにくくなるようだ。また、男子が養護教諭に対してほとんど相談しないのに対し、女子は約1割が選択している。養護教諭の女性比率の高さ²や養護教諭が担っている職務など、想定される要因がいくつかあるものの、今回の調査から特定することは難しい。しかし、男子よりも学級担任に相談しない傾向にある女子の相談先として養護教諭が重要であることは言えるだろう。

以上の他に、ジェンダー差が見られた点としては、女子のみ「校則を守るべき」という規範を有していない場合の方が友人に相談しやすいということがある。この傾向を理解する上で、上間（2002）の「コギャル」が彼女らの文化を使うことで友人関係を成立させているという知見が示唆的である。現在の中学校にはかつて「コギャル」と呼ばれたような性質の生徒はほとんどいないように思われるが、「校則を守るべき」といった規範とは異なる彼女ら独特の規範に従うことが友人関係の形成に繋がっている可能性がある。

最後に、本稿の結果がいじめ対応にどのような示唆をもたらすのかについて議論しておきたい。まず認め

なければならないことは、いじめは必ず起こるということである。いまや、文部科学省ですら「法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものである」と述べている(文部科学省 2019)。もちろん、いじめは必ず起こると言っても、被害者に対して何らかの義務を課したり、加害者を免罪したりするような議論をしたいわけではない。見田(2012)は次のように言う。

いつの時代もどこの国でも、子どもはいじめたりいじめられたりしながら育った。それが子どもや大人の集団の、有言・無言の批判のまなざしにひらかれていることをとおして、異質の他者や弱い者への感覚と関わり方を、少しずつリアルなものに深いものにしてゆくことで、「いじめる」という関係を皮ずつのりこえてゆく、この幾年もかかる過程が、それ自体、学ぶとか育つとかいわれていることの内実である。この内実をぬきに一挙に「いじめをしない」等という、大人にもできない標語(人をいじめていない大人が現在の日本に幾人いるか?)を性急におしつけるなら、「学校の名誉」とかそのほかの外面的なキレイゴトの下に、子どもたちの自分で伸びてゆく力—過ちをくりかえしながら、傷つきながらも伸びてゆこうとする力事自体を、ぬりこめてしまうのではないだろうか。(pp.348-349)

子どもにとっていじめが必要あるならば、またいじめが避けられないものであるならば、いじめを契機として新しい関係性を取り結ぶためにはどうすれば良いかをこれから探求していく必要がある。

いじめも含めて、子どもたちが共に生活していく中で直面するコンフリクトについて議論してきたのは主に障害児教育の領域である。障害児の共生・共学運動に携わってきた石川(1986)は、昔から多くの障害児が学校において過酷ないじめを受けていることを踏まえながらも、いじめがあること自体を引き受ける。その石川(1986)が否定するのは、「力の強い者だけが発言でき、弱い者はその意向に従わざるを得ない」(p.65)ことである。加害者—被害者という図式を描いて加害者を責め立てることこそ、石川(1986)がこのような観点から非難した実践である。そうではなく、弱い者が自由に発言できるようにすること、一般に「加害者」や「被害者」と呼ばれる者がせめぎ合いながら相互交流することが必要なのだ。

このように人と人の間に生じるコンフリクトをめぐってせめぎ合いながら共に生きていこうとするあり方を、障害児教育の領域では「せめぎ合う共生」と呼び、その可能性を探求してきた。視覚障害児の児童に対する「合理的配慮」の構成過程を検討した久保田(2019)は、障害児への配慮を対話的なプロセスとして捉えることによって既存の学校秩序から排除されている障害児を起動力とした包摂のあり方を論じている。これとは逆に、健常児が障害児と共にいることによって排除されることもあり得る。例えば、聴覚障害児の統合教育現場における共生を扱った羽田野(2011)は、聴覚障害児に対する配慮が健常児の負担になっており、それによって生じたせめぎ合いを記述している。人と人とが共に生きる上でコンフリクトは避けられないものであるとしても、むしろそのコンフリクトをめぐるせめぎ合いを契機として共生を追及することができるのだ。

当然、「せめぎ合う共生」というあり方には、互いを中傷しあったり、いじめたりするような関係性も含まれている(中田 2019)。既存の学校教育において排除されやすい障害児は、とすれば中傷されたりいじめられたりしやすい存在である。しかし、そこでぶつかり合いつつ、互いの要求やその都合をぶつけ合うことで、障害児が健常児と関係を取り結びながら共生することを目指しているのだ。このように、障害児と健常児が共に生活をするときに想定される衝突を引き受けた上で、学校の中で共に生活する上でどのように関係性を築けるかという問いに対する結論が「せめぎ合う共生」であり、関係を取り結ぶ上で起こるコンフリクトをめぐるせめぎ合いをむしろ共に生きるための契機にしていくという在り方である。

「せめぎ合う共生」についての議論を敷衍したところで、これまでの研究と「せめぎ合う共生」を接続させつつ、本稿の知見の意義を示しておきたい。これまではいじめに関して、「被害者」を無力化された存在として捉え、「加害者」や周囲に責任を帰属するような議論が数多く展開されてきた。その結果、「被害者」が何をしてきたのか、あるいは「被害者」には何ができるのかについては関心の外に置かれてきた。しかし、いじめはどうしても発生してしまうことを引き受けるのであれば、いじめに対してどのように対処するのが重要である。その際の一つの回答が、障害児教育において議論されてきた「せめぎ合う共生」である。そして、いじめられたときにいじめに関する相談をできないのは誰かを明らかにしてきた本稿の知見は、誰が「せめぎ合う」ことから疎外されてきたのかを明らかにする

ものである。それは、「せめぎ合う共生」の中にいじめの「被害者」をどのように包摂していけるのかを探索することに繋がる知見である。

以上を踏まえて、本稿の限界を述べるとすれば、第一に、本稿では生徒の有している規範と問題行動への対処との関連を相関的に明らかにした研究であるが、本稿で示された関連がなげみられるのかについては明らかにすることはできなかった。問題行動を起こす子どもに関する研究と同様に、それに対処する子どもが有する規範と実際の行為とがどのように結びついているのかを明らかにすることは今後必要な課題であるといえるだろう。また、第二に、相談がどのように機能するのかについては検討することができていない。もし相談することによっていじめの「加害者」が一方的に罰せられてしまうのであれば、本稿が志向する「せめぎ合う共生」とはかけ離れた実践である。本稿の議論を踏まえて、より詳細な実践へと立ち入っていくことが今後の課題となるだろう。

〔付記〕

本稿は、「一般社団法人いじめ構造変革プラットフォーム」（代表理事：谷山大三郎・竹之下倫志）の寄附金による研究成果の一部である。

〔注〕

¹ 筆者らの研究組織は、内田良（研究代表者／名古屋大学大学院・教授）、古殿真大（名古屋大学大学院）、澤田涼（名古屋大学大学院）、藤川寛之（名古屋大学大学院）の4名で構成される。

² 文部科学省による令和元年度の「学校教員統計調査」によれば、女性の養護教諭が8,920人いるのに対し、男性の養護教諭は10人しかおらず、養護教諭のほとんどが女性である。

〔文献〕

知念渉, 2012, 「〈ヤンチャな子ら〉の学校経験：学校文化への以下と同化のジレンマのなかで」『教育社会学研究』91：73-92。
 秦政春, 1984, 「現代の非行・問題行動と学校教育病理」『教育社会学研究』39：56-76。
 羽田野真帆, 2011, 「『聴覚障害児』の統合教育現場における共生」岡本智周・田中統治編『共生と希望

の教育学』筑波大学出版会：109-120。

茨城県教育委員会, 2019, 『いじめの重大事態対応マニュアル』（2022年7月15日取得, <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/iinkai/ijimegakkou/jyudaijitaiM.pdf>）。

石川憲彦, 1986, 「いじめにはまだ“希望”がある」『世界』1986（4）：63-69。

伊藤茂樹, 2018, 「『学校問題』の再構築：インストメンタル／コンサマトリーに着目して」日本教育社会学会編『教育社会学のフロンティア2』岩波書店：101-122。

久保田裕斗, 2019, 「小学校における『合理的配慮』の構成過程：障害児による『再参入手続き』を中心に」『教育社会学研究』105：71-89。

見田宗介, [1986] 2012, 「言説の鮮度について：教育のことばの困難」『定本 見田宗介著作集V 現代化日本の精神構造』岩波書店：347-352。

文部科学省, 2019, 「いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください～」, 文部科学省ホームページ, (2022年7月15日取得, https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf）。

森田洋司・清永賢二, 1994, 『いじめ：教室の病（新訂版）』金子書房。

中田圭吾, 2019, 「『せめぎ合う共生』を求めて：子供問題研究会における『行き合う』関係」小国善弘編『障害児教育の共生教育運動：養護学校義務化反対をめぐる教育思想』東京大学出版会：95-115。

志田未来, 2020, 「中学生の逸脱をめぐるエスノグラフィ：インタラクション・セットを手がかりとして」『教育社会学研究』107：5-24。

戸田有一, 1997, 「教育学部学生がいじめ・いじめられ経験といじめに対する意識」『鳥取大学教育学部教育実践研究指導センター研究年報』6：19-28。

上床弥生, 2011, 「中学校における生徒文化とジェンダー秩序：『ジェンダー・コード』に着目して」『教育社会学研究』89：27-48。

山口季音, 2013, 「『被害者』による暴力の肯定的な受容に関する考察：異年齢の生徒集団における『通過儀礼』としての暴力」『教育社会学研究』92：241-260。

Consultation on Normative Attitudes and Bullying Among Secondary School Students; Consideration of Where to Consult by Gender

Shinta FURUDONO*, Ryo SAWADA*, Kanno FUJIKAWA*, Ryo UCHIDA**

Currently in Japan there is widespread acceptance of the importance of consultation for parents and victims of bullying. Most previous studies have focused on the perpetrators of bullying and the other witnesses around them yet have rarely examined the victims. This paper focuses on issues of normative awareness, the gender of secondary school students, and other issues which may affect the potential to gain opportunities to seek consultation.

The analysis revealed two points. First, it was found that people were more likely to seek advice about bullying if they had internalized norms that were compatible with the subject of the consultation. Secondly, gender differences were observed with this tendency. Boys were found to be more likely to consult with teachers, irrespective of their affinity norms with adults. Girls were found to associate norms with aspects of the particular consultation, except for those consults with school nurses.

* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

** Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

